

移住希望者フォローアップ支援システム導入事業

三重県地域連携・交通部移住促進課

番号	事項	質問	回答
1	公募型プロポーザル参加仕様書 P6 7 公募型プロポーザルの実施・方法等に関して	プレゼンテーション時の参加人数に制限はありますか。	参加人数は2名以内とさせていただく予定です。詳細については、プレゼンテーション参加事業者が決定次第通知します。
2	公募型プロポーザル参加仕様書 P6 7 公募型プロポーザルの実施・方法等に関して	プレゼンテーション審査は最大で何社を想定されておりますでしょうか。	最大4社を想定しています。 なお、参加事業者が4者を超える場合は、プレゼンテーション審査に先立ち、選定委員会による書類選考を行い、プレゼンテーション審査において審査する事業者を決定する可能性があります。
3	業務委託契約書（案）	履行場所は三重県外からのリモート対応となりますが、問題ないでしょうか。	三重県外からのリモート対応で問題ありません。
4	業務仕様書	仕様書には「必須」と「望ましい」が混在していますが、必須要件を満たしていれば問題ないと判断されますでしょうか。それとも「望ましい」の充足度も影響しますでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> ・「必須」と記載している要件については、必ず満たしていただく必要があります。 ・「望ましい」と記載している要件については、必ず満たしていただく必要はありませんが、審査の際に充足度を考慮させていただきます。
5	公募型プロポーザル参加仕様書 P4 6 手続き等に関する事項 ウ 役員情報書類(任意様式)	役員情報書類について任意とは言いますが、住民票以外で想定している書類はございますでしょうか	書類の様式は任意としています。例えば、WordファイルやExcelファイルなどに必要事項を記載いただければ結構です。また、住民票のような公的書類でなくても結構です。
6	公募型プロポーザル参加仕様書 P4 6 手続き等に関する事項 ウ 役員情報書類(任意様式)	代表取締役の物のみでよろしいでしょうか？ 基本的にはそれで足るかと思っておりますが、「役員」としか記載が無い為、全員分や社内役員全員分等、厳密な必要書類を念のためご確認いただけます。	公募型プロポーザル参加仕様書 P3 6 手続き等に関する事項 (2) 参加資格確認申請書等の提出 【提出書類】イ にて、登記簿謄本又は登記事項証明書の提出を求めています。これらに記載されている役員全員分の情報がわかる書類をご提出ください。
7	公募型プロポーザル参加仕様書 P3 6 手続き等に関する事項 (2) 参加資格確認申請書等の提出 【提出書類】 ア 公募型プロポーザル参加資格確認申請書	応募資格について弊社が主体且つ共同提案企業もありませんので、委任状や特定委託業務共同企業体協定書は不要と認識しておりますが、相違無いでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> ・委任状については、公募型プロポーザルの参加に関し、支店又は営業所等に権限を委任されないのであれば、提出不要です。 ・特定委託業務共同企業体協定書については、複数の事業者による共同提案をされないのであれば、提出不要です。